

○川崎競馬場施設等の利用に関する規則

(平成 15 年 3 月 25 日規則第 1 号)
改正 (平成 18 年 6 月 15 日規則第 3 号)
改正 (平成 21 年 8 月 10 日規則第 1 号)
改正 (平成 22 年 12 月 20 日規則第 3 号)
改正 (平成 23 年 12 月 2 日規則第 4 号)
改正 (平成 26 年 2 月 28 日規則第 1 号)
改正 (平成 28 年 2 月 19 日規則第 2 号)
改正 (平成 28 年 8 月 17 日規則第 7 号)
改正 (平成 28 年 9 月 21 日規則第 8 号)
改正 (平成 29 年 3 月 17 日規則第 1 号)
改正 (平成 30 年 3 月 30 日規則第 2 号)
改正 (平成 30 年 12 月 11 日規則第 5 号)
改正 (令和 3 年 12 月 22 日規則第 5 号)
改正 (令和 4 年 3 月 31 日規則第 7 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、神奈川県川崎競馬組合が行う地方競馬開催時における施設等の利用及び川崎競馬場において実施する場外発売場開設時における施設等の利用に関して、料金及び徴収方法等について必要な事項を定める。

(利用料を徴収する施設等及び利用料)

第 2 条 神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）が行う地方競馬開催時（以下「川崎競馬開催時」という。）若しくは川崎競馬場における大井、船橋及び浦和競馬の場外発売場開設時（以下「地方競馬場外発売時」という。）又は日本中央競馬会の場外発売場開設時（以下「JRA 場外発売時」という。）において利用料を徴収する施設等及び利用料は別表第 1 のとおりとする。

(年度単位で利用可能な施設の利用料)

第 3 条 年度単位で利用することができる施設は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 年度単位で利用申込みを行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した利用申込書（様式 1）を組合に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 連絡先
- (3) 利用区分
- (4) その他組合が定める事項

3 利用者の決定は、先着順とする。

ただし、複数の申込みが同時になされた場合は、抽選で利用者を決定する。

なお、川崎競馬開催時、地方競馬場外発売時及びJRA場外発売時のいずれかが重複する日については、先に決定した利用者が利用できることとし、後に決定した利用者の利用料は、別表第2に定める額から先に購入された重複日の日額分を減じた額とする。

(特別観覧席利用にかかる回数券の発行について)

第4条 地方競馬場外発売時に特別観覧席を利用できる回数券を発行できることとし、その種類及び金額等は別表第3のとおりとする。

(利用料の徴収方法及び領収書について)

第5条 施設等利用料は原則として利用申込み時に現金にて徴収するものとし、入場券等を発行することにより領収書の発行とすることができる。また、利用実態により、入場券等の発行が不合理であると認められる場合は、領収書及び領収書に替えて発行する入場券等の発行を省略することができる。なお、管理者が特別の事由があると認めた場合は、前述の方法によらず施設等利用料を徴収することができるものとする。

(利用料の減免等について)

第6条 第2条から第4条までの規定に定める利用料について、次に該当する場合には減額又は免除することができる。

- (1) 神奈川県川崎競馬組合地方競馬実施規則(平成12年神奈川県川崎競馬組合規則第6号)第97条の規定に定められている者
- (2) その他管理者が特別の事由があると認めた者

(実施細目)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条別表第1中の川崎競輪場駐車場及び第3条別表第2中の管理者が指定する特別観覧席の規定は、同年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 2 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、平成 28 年 2 月 20 日以降の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料は、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規定は、令和 4 年 5 月 16 日以降の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料は、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

施設等の名称	利 用 料							摘 要
	川崎競馬開催時		地方競馬場外 発売時	J R A 場外 発売時	川崎競馬開催時と J R A 場外発売時が 重複する場合	地方競馬場外発売時と J R A 場外発売時が 重複する場合		
	通常開催時	Jpn1開催時				地方競馬場外発売時の 利用者	J R A 場外発売時の 利用者	
特別観覧席 A (2号スタンド4階)	1,500円	2,000円	500円	1,000円	1,000円	500円	1,000円	1人、1回の利用につき ボックス席及びプレミアムシン グルシートを利用する場合を除 く
特別観覧席 B (ゴール側座席 (「う」から「く」ブロッ ク)) (1号スタンド4階)	1,500円	2,000円	500円	1,000円	1,000円	500円	1,000円	1人、1回の利用につき 満席時は立ち見席を販売 ボックス席を利用する場合を除 く
特別観覧席 B (第1コーナー 側座席(「け」から「そ」ブ ロック)) (1号スタンド4階)	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,000円	500円	1,000円	1人、1回の利用につき 満席時は立ち見席を販売 ボックス席を利用する場合を除 く
特別観覧席 S (2号スタンド3階)	2,000円	2,500円	1,000円	1,500円	1,500円	1,000円	1,500円	1人、1回の利用につき
貴賓室1・2(全室) (1号スタンド3階)	105,000円	126,000円	-	-	105,000円	-	-	1グループ、1回の利用につき 定員42名
貴賓室3(全室) (1号スタンド3階)	80,000円	96,000円	-	-	80,000円	-	-	1グループ、1回の利用につき 定員32名
貴賓室1～3(半室) (1号スタンド3階)	52,500円	63,000円	-	-	52,500円	-	-	1グループ、1回の利用につき 定員21名
貴賓室1～3(4人用) (1号スタンド3階)	10,000円	12,000円	-	-	10,000円	-	-	1グループ、1回の利用につき 定員4名
貴賓室1～3(3人用) (1号スタンド3階)	7,500円	9,000円	-	-	7,500円	-	-	1グループ、1回の利用につき 定員3名
貴賓室1～3(2人用) (1号スタンド3階)	5,000円	6,000円	-	-	5,000円	-	-	1グループ、1回の利用につき 定員2名
ケンタッキーラウンジ(屋外 座席) (1号スタンド3階)	1,500円	2,000円	-	-	1,000円	-	-	1人、1回の利用につき
ケンタッキーラウンジ(屋内 座席) (1号スタンド3階)	1,000円	1,500円	-	-	1,000円	-	-	1人、1回の利用につき
ボックス席 (3名用) (1号スタンド4階) (2号スタンド4階)	3,000円	4,500円	1,500円	3,000円	3,000円	1,500円	3,000円	1グループ、1回の利用につき 定員3名

施設等の名称	利 用 料							摘 要
	川崎競馬開催時		地方競馬場外 発売時	J R A 場外 発売時	川崎競馬開催時と J R A 場外発売時が 重複する場合	地方競馬場外発売時と J R A 場外発売時が 重複する場合		
	通常開催時	Jpn1開催時				地方競馬場外発売時の 利用者	J R A 場外発売時の 利用者	
ボックス席 (4名用) (2号スタンド屋外)	2,000円	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1グループ、1回の利用につき 定員4名
ボックス席 (4名用) (1号スタンド4階) (2号スタンド4階)	4,000円	6,000円	2,000円	4,000円	4,000円	2,000円	4,000円	1グループ、1回の利用につき 定員4名
ボックス席 (5名用) (1号スタンド4階) (2号スタンド4階)	5,000円	7,500円	2,500円	5,000円	5,000円	2,500円	5,000円	1グループ、1回の利用につき 定員5名
ボックス席 (6名用) (1号スタンド4階)	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	6,000円	3,000円	6,000円	1グループ、1回の利用につき 定員6名
ボックス席 (8名用) (2号スタンド屋外)	4,000円	6,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1グループ、1回の利用につき 定員8名
個室 (8名用) (2号スタンド3階)	16,000円	20,000円	16,000円	16,000円	16,000円	16,000円	16,000円	1グループ、1回の利用につき 定員8名
個室 (6名用) (2号スタンド4階)	12,000円	18,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	1グループ、1回の利用につき 定員6名
プレミアムシングル シート (2号スタンド4階)	2,500円	3,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	1人、1回の利用につき
一般観覧席(1号スタン ド2階第1コーナー側座 席(175席)、2号スタン ド1階座席)	100円	100円	無料	無料	無料	無料	無料	1人、1回の利用につき
一般観覧席(1号スタン ド2階ゴール側座席(135 席)、2号スタンド2階 座席)	300円	300円	無料	無料	無料	無料	無料	1人、1回の利用につき
川崎競馬場内駐車場	500円	500円	無料	500円	500円	無料	無料	1回の利用につき
勝馬投票券コピー	10円	10円	サービスなし	10円	10円	サービスなし	10円	1枚の利用につき

※ 貴賓室1～3の2人用卓、3人用卓、4人用卓及びボックス席は、2人以上で当該ボックス席の定員までのグループが利用する場合に限り、その利用を認める。

※ 貴賓室の全室利用について、定員を超えて利用する場合は、超過人数1人当たりにつき2,500円を追加料金として徴収する。

※ 川崎競馬開催時(J R A場外発売時と重複する場合を除く。)で、スパークングナイター開催時は18時以降、昼間開催時は13時30分以降に利用する場合、特別観覧席A、B、S及びプレミアムシングルシートの料金を500円減額することができる。

別表第2（第3条関係）

施設の名称	利用区分	利 用 料	摘 要
個室 (8名用) (2号スタンド 3階)	川崎競馬 開催時	日額16,000円に 利用希望年度の 川崎競馬開催日数を 乗じた額	4月から3月分 を一括販売
	地方競馬 場外 発売時	日額16,000円に 利用希望年度の 地方競馬場外発売日数を 乗じた額	4月から3月分 を一括販売
	J R A場外 発売時	日額16,000円に 利用希望年度の J R A場外発売日数を 乗じた額	4月から12月分 を一括販売 1月から3月分 は開催日程確定 後一括販売
個室 (6名用) (2号スタンド 4階)	川崎競馬 開催時	日額12,000円に 利用希望年度の 川崎競馬開催日数を 乗じた額	4月から3月分 を一括販売
	地方競馬 場外 発売時	日額12,000円に 利用希望年度の 地方競馬場外発売日数を 乗じた額	4月から3月分 を一括販売
	J R A場外 発売時	日額12,000円に 利用希望年度の J R A場外発売日数を 乗じた額	4月から12月分 を一括販売 1月から3月分 は開催日程確定 後一括販売

※ 年度途中からの利用にあつては、日額に当該年度の残りの開催日数又は残りの発売日数を乗じた額を利用料とする。

※ 利用料支払後の解約は認めない。

別表第 3 (第 4 条関係)

種 類	金 額	内 訳	利用可能時	利用可能場所
特別観覧席 A・B 回数券	2,500 円	500 円券 6 枚綴り	地方競馬場外 発売時	特別観覧席 A
			J R A 場外発売 時と重複する場 合の地方競馬場 外発売時	特別観覧席 B
特別観覧席 S 回数券	5,000 円	1,000 円券 6 枚綴り	地方競馬場外 発売時	特別観覧席 S

様式1（第3条関係）

特別観覧席個室利用申込書

※太枠内に必要事項をご記入ください。

		申込日： 年 月 日	
利用する個室	2号スタンド3階 個室 (8名用)	2号スタンド4階 個室 (6名用)	
	※ 該当するものに○を付けてください。		
代表利用者			
代表連絡先			
利用人数	人		
利用区分	川崎競馬開催時	大井、船橋、浦和 競馬場外発売時	J R A場外発売時
	※ 該当するものに○を付けてください。		
※組合記入欄			
利用日程	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
重複による 利用除外	有 ・ 無	※ 有の場合 日間	
利用可能日数	日間		
利用料	日額 円 × 日間	計 円	

※ 利用料は、日額に利用希望年度の開催日数又は発売日数を乗じた額とします。

※ 原則として、4月から3月の1年分を一括で販売します。

※ J R A発売時分については、4月から12月分を一括販売し、開催日程確定後1月から3月分を一括販売します。

※ 年度途中からの利用にあつては、日額に当該年度の残りの開催日数又は残りの発売日数を乗じた額を利用料とします。

※ 開催又は発売が中止となった場合でも、返金はいたしません。また、利用料支払後の解約は認めません。